

平成27年度第2回イスラーム講演会「イスラーム法と“ハラール”食問題」

今年度の第2回イスラーム講演会が、平成27年11月28日（土）午後2時から4時文京キャンパスの後藤新平・新渡戸稲造記念講堂で開催された。今回取り上げたテーマは、「イスラーム法と“ハラール”食問題」とした。これは、最近の外国人観光客の招致運動の一環としてイスラーム圏からの観光客を増加させるためのキーワードとして「ハラール」が盛んにメディアで取り上げられ注目されるようになった御蔭でかなりの認知を得るまでになった。が、一方で10年前からイスラーム法の中の一つとしてこの「ハラール」と「ハラーム」を取り上げ研究してきた当イスラーム研究所としては、「ハラール」という言葉だけが独り歩きして、その本質が忘れ去られている懸念を感じるようになった。そこでもう一度、基本に帰りハラールとは、イスラームの中でどのような位置づけにあり、それが特に日本のようなムスリムの少ない社会の中でどのように対処して行けば良いのかを考えてみることでハラールを正しく理解しようとする意図から今回の講演を行うことになった。

講演会の構成としては、最初にイスラームにおける「ハラール」の基本的な意味とムスリムが少数なマイノリティ社会における「ハラール」の理解と問題点などについて講演を行い、第二部では具体的に日本でのハラール認証のやり方と問題点を取り上げ、日本におけるハラール認証の現実を検討する。そして第三部では、特にハラールの世界的環境の中での動きと将来的流れについての方向性を探るという形で「ハラール」を総合的に理解しようという構成になっている。担当する当研究所の各講師による講演の後、最後に講演参加者からの質疑応答が行われた。以下に、講演の概要をお伝えしたい。



講演会風景

代や地域を超えた法である。このシャリーアの原義は、砂漠の中で唯一水場へたどり着ける道という意味で、その道から外れることは死を意味することから、シャリーアは、神から預言者を通して伝えられたムスリムが現世と来世の成功へ導くための道であり守るべき法として使われるようになった。従って神に服従する者という意味のムスリムにとってシャリーアが生活の中での指針でありそれを守ることが、信仰の表明につながっていて生きていく上での重要な目的となるのである。

シャリーアの適用については、クルアーンに「東も西も、アッラーの有であり、あなたがたがどこに向いても、アッラーの御前にある。」（2章115節）とあるようにシャリーアは、どこにあってでも適用されるものである。またその普遍性については、同じくクルアーンに「信仰する男も女も、アッラーとその使徒が、何かを決められた時、勝手に選択すべきではない。アッラーとその使徒に背く者は、明らかに迷って（横道に）逸れた者である。」（33章36節）とあるように変更されることはない。

このようにクルアーンとハディース（預言者の言行録）に基づくシャリーアは、全てのムスリムに適用され、実行を求められている法である。

つぎにムスリムが日々の生活の中で具体的な行動の規範をどのように決めているかというところには大きく5つの行動規範が定められている。それはムスリムとして行わなければならない義務行為（ワジブ）、反対の行ってはならない禁止行為（ハラーム）、義務ではないが推奨される行為（スンナ）、ハラームではないが行わない方がより良いとされる嫌われる行為（マクルーフ）とどちらにも

分類されない許される行為（マンドゥーブ）に分類される。飲食物については、二つでハラール（合法）とハラーム（禁止）に分けられる。ここで注意しなければならないのは、この法規を守るか破るかは、そのままその人の信仰にかかわってくるということである。実際的には、法を犯しても罰を受けることがなくても最終的な審判において罰せられることがムスリムにそれを守らせる力となっている。

(2) シャリーアの現実主義

シャリーアの特徴としてシャリーアの法源としてのクルアーンとハディースが変わらないものとしたとき現実的にはそれらに記述のない出来事が日々起きていることに対してムスリムは、その新しい出来事をどの範疇に分類するかを判断する必要性が出てく

第1部 「マイノリティ・ムスリムとイスラーム法」

講師：柏原 良英

拓殖大学イスラーム研究所客員教授

1. ムスリムとシャリーア（イスラーム法）

(1) シャリーアの原則

ムスリム（イスラーム信徒）にとって日々の行動や信仰、物事の判断基準は、イスラームの法すなわちシャリーアによって定められる。それは、一般的な人間によって作り上げられてきた法ではなく、神による啓示とそれを伝える預言者の言行を基にした時

る。しかしそれを各自の判断に委ねられると混乱が生じる恐れがある。そこでその判断を下す専門家が生まれてきた。それがイスラーム法学者であり、彼らの判断はファトワー（法勧告）と呼ばれ一般のムスリムの判断基準になる。その時、法学者は、ファトワーの基本を困難を取り除きより易しい方向性に向けることに置くことが求められている。

2. マイノリティ・ムスリム（ムスリム少数社会）

シャリーアは、基本的にムスリムである限り求められるものであり、地域や時代を超えたものであることは前述した。しかしムスリムの暮らす社会の状況は一つではなく、シャリーアが基本として無理なく実施される社会はイスラームの家（ダール・イスラーム）と呼ばれ、特に結婚や離婚などの家族規定をイスラームの規範に従って行っている国や社会と規定される。一方、マイノリティ・ムスリムと呼ばれる、イスラームの家から離れて暮らすムスリム社会では、シャリーアの実施は、おのずと制限されてしまう面も出てくる。この場合、ムスリムが直面する問題として次のようなものがある。

(1) ムスリム・マイノリティの問題：

- ① 宗教的アイデンティティとしては、社会の主流を占める宗教が、イスラームの信仰面で介入し自分たちの価値観を意識するとしないうちに拘らず強要することがある。
- ② 宗教儀礼では、イスラームでは特にムスリムに求められる義務行為が実行できないことが多々見られる。
- ③ 食べ物や飲み物におけるハラールとハラームについては、今回のテーマであるが、ある面では一番身近な問題となっている。
- ④ 対人関係については、代表的な例として日本では付き合いの基本として飲酒が避けられないことが問題となる。

3. マイノリティ・ムスリムの法学

(1) 目的：

シャリーアがそのまま認知されていないムスリム少数社会の中でどこまでそれを実践できるか、また障害が起きた時にどう解決するか判断は、先に述べた法学者の努力に負うところが大きい。その上でその目的を考えると以下のように要約できる。

- 1) マイノリティが、個人として、家族として、集団として宗教において支障なく、また現世において苦がなく、イスラームに従った生活が出来るよう助けること。
- 2) ムスリムたちが共に暮らす者たちに彼らの理解する言語でイスラームについて正しく説明し、英知を持って彼らを引き招き、最善の言葉でかたりかけるため。
- 3) 萎縮し自閉して社会から孤立せず、積極的に関わり、自己の持つ最善のものを相手に与えると同時に相手からもその持つ最善のものを得るようにムスリムの柔軟性と規律ある解放性を支援すること。
- 4) 非イスラーム社会における異なる信条、価値観、習慣の環境



講演する柏原講師

のなかで相応しいシャリーアに則った新しいイジュティハード（法的努力）に照らしてムスリムの抱える問題に答える。

(2) 原則：

シャリーアにおいてイジュティハードを行う上で原則としなければならない事項をいくつか上げると以下のようなものがある。

- 1) 「物事はその意図に基づく」これはイスラームの価値観の基本で、その根本にはアッラーの望むことを行うがある。
- 2) 「それなくしては義務が遂行できない物事は、それもまた義務である」
- 3) 「より大きな害悪を防ぐために、より小さな害悪は忍耐を強いられる」
- 4) 「害悪のより小さい方を実行する」など。

(3) 簡易化の方法論の採用：

ムスリム少数社会でイスラームを伝える方法として、まず考えなければならないことは、イスラームを受け入れがたいものにとらえられないようにすることである。そのために預言者ムハンマドが、二人の教友アブー・ムーサーとムアーズをイエメンに派遣するとき二人に伝えた言葉「易しくし、難しくするな。福音を伝え、（イスラームを）嫌がらせるな。」が有名である。

(4) 人間に不可欠なもの、必要なもの：

ハラール（合法）とハラーム（禁止）の問題で基本は、ハラームを避けることがハラールになるということである。シャリーアでハラームとされているものはクルアーンに明記された以下のものである。

クルアーン【かれがあなたがたに、（食べることを）禁じられるものは、死肉、血、豚肉、およびアッラー以外（の名）で供えられたものである。だが故意に違反せず、また法を越えず必要に迫られた場合は罪にはならない。】（2章173節）

ここで必要に迫られたとある例外規定は、自らの生死にかかわるような事態でハラームしか存在しない場合、ムスリムはハラームを取って生命を保つことが求められているということである。ただしその量は、最低限にするという条件が課されている。このようにシャリーアは、現実に対処する場合、一つだけではないより良い方を選択できる道を示している。

4. マイノリティ法学の応用例

(1) 宗教の歩み寄りとは可能か

イスラームが少数社会において他宗教との関係はどうあるべきかが問われる。本来シャリーアは、イスラームが優勢ななかでの規則を定めたものであることから、他宗教に対してはそれを受け入れる立場から規定がされている。しかし、その立場が逆の場合にはどのようにして対処するかが、イスラーム少数社会でのムスリムとしての対応が求められる。もちろんそれは対立する立場は取らずに相違を認めたとえでの社会の構成員の一つとして存在するということになる。その場合、相互理解を行う上でどのような態度で臨むかについては、クルアーンに示唆されている。

① 最善の方法で対話に臨むこと：

クルアーン「英知と良い話し方で、（凡ての者を）あなたの主の道に招け。最善の態度でかれらと議論しなさい。」（16章125節）

② 宗教間の共通点への注目：

クルアーン「わたしたちは、自分たちに下されたものを信じ、あなたがたに下されたものを信じる。わたしたちの神（アッラー）とあなたがたの神（アッラー）は同じである。わたしたちはかれに服従、帰依するのである。」（29章46節）

③ 正義を掲げ、抑圧されている人々を助けること：

イスラームは、人種、国籍、宗教を問わず抑圧されている人々を助け圧制を許さない。

④ 偏狭な党派性ではなく、寛容な精神を広めること：

アッラーは、預言者について、クルアーン「われは只万有への慈悲として、あなたを遣わしただけである。」（21章107節）とあるように、すべての人へ遣わされたとしている。よれゆえ

ムスリムは、アッラーの正義は、ムスリムであれ非ムスリムであれ、全ての人に及ぶと信じる。クルアーン「あなたがた信仰する者よ、アッラーのために堅固に立つ者として、正義に基いた証人であれ。人びとを憎悪するあまり、あなたがたは（仲間にも敵にも）正義に反してはならない。正義を行いなさい。それは最も篤信に近いのである。」（5章8節）

(2) 日本での生活におけるムスリムの判断

日本のような社会でしばしばみられる問題をいくつかの具体的な例に沿って考える。

- 1) 非ムスリムの隣人から食事に招待された際、食卓にワインが出されることがあるが、このような食事への招待に応えることは義務か？

クルアーン【父母に懇切を尽くし、また近親や孤児、貧者や血縁のある隣人、血縁のない隣人、道づれの仲間や旅行者、およびあなたがたの右手が所有する者（に親切であれ）。】（4章36節）

このクルアーンにあるように隣人との良い付き合いはムスリムに求められる行為のひとつであることは間違いない。その場合、自分たちの立場を相手に理解してもらった上で付き合うことが重要になる。付き合い自体を否定するものではない。

- 2) 日本でハラール肉が手に入らない時にはどうするのか？

現在日本でハラール食を外国から来た観光客にどのように提供するかでしばしば新聞などで取り上げられ、ハラール証明を示すロゴマークを付けることが盛んに宣伝されているが、少数ムスリムにとって求められる食材が得られない時には、同じ一神教の人々の食べる肉を求められることは許されている。そこを理解するならキリスト教圏からの輸入肉は食べることが可能になる。

クルアーン「今日（清き）良いものがあなたがたに許される。啓典を授けられた民の食べ物、あなたがたに合法であり、あなたがたの食べ物は、かれらにも合法である。」（5章5節）

以上のように日本でハラールな食事を採ることは、ハラールのロゴマークを見つけるのではなくイスラームで禁じられたものを避けることに気を配れば済むと考える方が、より日々の生活を容易にすることができ、なおかつシャリーアに則った生活を送ることもなると考えられる。

第2部：「国内のムスリム食とハラール認証問題」

講師：有見 次郎

拓殖大学イスラーム研究所客員教授

1. ムスリム食とは

国内のハラールについて語る場合は、基本的には、第1部で話されたようにシャリーアに則ったものであることは言うまでもない。つまりシャリーアはムスリムの信仰生活、社会生活全てに関わる法である。アラブだから日本だからという地域によって変わるものではない。ここを間違えるとローカルハラールなどという言葉が日本で広まっていることが、一般的なムスリムの目から見て誤解を招きかねない呼び名であることが分かる。

- (1) ハラールはJAS基準とは異なる

日本国内において食品の安全基準の代表的なものにJAS基準があるが、ハラールはイスラームの安心と安全の基準と言える。そこに含まれるものは、科学的根拠等だけではなく、シャリーアに基づいて判断される安全の基準が最も重要なものとなる。またそこにおいてその判定を下すのはムスリムによってなされなければならないということである。シャリーアで禁じられているものが存在しないことが科学的に証明されても、それがムスリムによって確認されなければその安全性が認められたことにならないことを特に日本のような非イスラーム社会では見落とされがちで

ある。

- ① 食肉の基準：豚肉の禁止については知られているが、それ以外の鳥や牛の肉なら大丈夫とはならない。食肉がハラールとなるには、許された家畜が、マズブーフ（ムスリムによって家畜や草食動物がハラールとなるよう屠られること）な方法で屠畜されたものであることが条件である。
- ② 魚介類の基準：基本的にハラールであるが、一部の法学派では、貝類・甲殻類などをハラールとしていない法学派もある。
- ③ 果物野菜などの植物の基準：基本的にハラールである。大麻など酒と同じ酔わせるものは禁じられる。

2. 国内のハラール性の確保

日本でハラールに携わるケースが出てきたのは、初めはイスラーム圏からの要請で日本からの輸出品についてハラール認証を必要としたことに由来する。それがイスラーム圏からの観光客の増大を狙ったハラールビジネスと結びついたとき、その範囲は飛躍的に広がっていった。外食産業、ホテル、レストラン、観光業、その他医薬品、衣服、化粧品、医療業務等でも、ハラールに対する知識と対応が求められるようになった。

そこでは食材の搬入時点から非合法的な食材との分離、保管、専用調理器具、食器、調理油、調味料、サービスにいたるまでハラール性の確保が確認されなければならない。

- ① ハラール製品の生産を求める生産者の留意点

原材料の入手ではそのハラール性の確認から、製造工程におけるハラール性の確保と確認、製品の保管・販売まで凡ての行程におけるハラール性の確保が求められる。

加工食品への留意点としては、日本のようなイスラームではない地域では様々な原料が加えられて製品が作られる時、それら全てにハラール性を担保するのは困難をとまなうことは疑えない。生産者は、それらについても責任を負っていることを忘れてはならない。最近の日本は食品偽装や表示偽装など日本に対する信頼が疑われる状況があることを忘れてはならない。その疑いを晴らす意味においてもハラールに携わる者は、より厳格な基準を示す必要がある。

- ② ハラールを求める・認証の確認

ハラール認証自体にもその正当性の確認が必要になる。ハラールは、ムスリムによる確認が必要になるが、ムスリムであれば誰でも認証を出すことが出来るとは限らないことも知っておくべきである。国内で取得したハラール認証がそのまま外国でも通じるとは限らないことも知っておかなければならない。

3. アウトバウンド：国内のハラール認証機関

イスラーム圏に輸出を考える製造業者は、取得するハラール認証が輸出先の国で認められているかどうかを前もって確認しておく必要がある。現在、イスラーム圏で認められている日本の認証団体は、以下の通りであるが、すべての国に受け入れられている訳ではない。



講演する有見講師

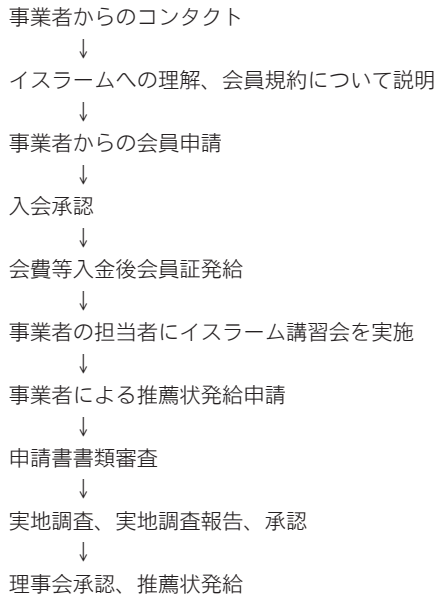
①宗教法人日本ムスリム協会 ②宗教法人日本イスラーム文化センター、③宗教法人イスラミックセンタージャパン、④日本ハラール協会、など

4. インバウンド：食品製造業、飲食業、観光業推薦状発給への取り組み

日本ムスリム協会の事例

インバウンドについては、日本ムスリム協会は推薦状という形で、認証に代わるものを出している。以下は、推薦状発給までの流れ（国内ムスリム食品等及びサービス対応会員）を図式化したものである。

【推薦状発行の流れ】



第3部：国際社会のハラール認証事情

講師：武藤 英臣

拓殖大学イスラーム研究所
シャリーア専門委員会委員長

1. 「ハラール食」による世界認識

ハラールに対する認識の違いを見ると日本の認識がいかに世界の中で遅れているかが理解できる。

(1) イスラーム世界における「ハラール食」に対するムスリムの基本的考え方

- 1) ムスリムによる製造から販売までの安心感：イスラーム世界でのハラールに対する安心感は、ムスリムの製造した原料、ムスリムの管理、運搬、ムスリムの製造、ムスリムの保管、

販売に至る流れの中で一貫したハラール性の担保が守られていることにある。

- 2) ムスリム間の信頼性：ハラールは、食規定におけるシャリーアの実践による信仰の体現
- 3) 「ハラール認証制度」なるものはあるか？：イスラーム世界で本来ハラール認証制度は必要のないものである。そこに認証制度が入ってきたのは、ムスリムの手によらない物の流入がその原因となったことによる。

(2) 欧州の「ハラール食」認識

1) 欧州：一神教世界

一神教の民（啓典の民）：欧米社会を作っている宗教は、キリスト教、ユダヤ教を基礎に置く社会でありそれらはイスラームと同じ一神教であり同じ神を信仰する人々として受け入れられる。従って彼らの食べ物の基本は同じ神に捧げられるものとして受け入れられる。

(3) 多神教世界の「ハラール食」の難しさ

- 1) クルアーンの一節【かれ（アッラー）があなたに禁じられるものは、死肉、（流れる）血、豚肉、およびアッラー以外の名を唱え（殺され）たものである】（2：173）
- 2) 日本は、多神教の世界であり、そこに流通する肉はアッラー以外の者に捧げられたものとの認識があり禁じられる。
- 3) 日本国内での啓典の民の比率は、微々たるものであり彼らの食べ物を手に入れることは不可能に近い。
- 4) イスラーム世界からの素朴な疑問

質問：『日本でハラール食を作れるか？』：《サウディアラビア王国・ジェッダ市アブドルアジーズ国王大学法学部シャリーア学科主任教授から》この質問は、日本が一神教から見ると対極の世界であり、そこでハラール製品を作ること自体不可能ではないかという素朴な疑問であり日本に対する基本的な見方になっていることを認識すべきである。

2. 「ハラール食」の国際化に対するイスラーム世界の取り組み

(1) OICの存在と役割

OIC：＝イスラーム協力機構(Organisation of Islamic Cooperation)：イスラーム諸国をメンバーとする国際機構。本部ジェッダ。

設立：サウディアラビア、モロッコの主導で1971年設立。

目的：イスラーム諸国の連帯と協力の推進を目的とする。

加盟国・地域：57ヶ国、オブザーバー：10ヶ国

付属機関：イスラーム開発銀行などの専門機関を有する。

現在 OIC 事務総長：2014年1月から元サウディアラビア巡礼省大臣、また文化情報大臣を務めた HE Mr. Iyad Ameen Madani である。

(2) OIC諸国の「ハラール食」確保の試み

- 1) ハラール工業団地創設 ⇒ インドネシア、マレーシア、ブルネイ、他
- 2) ハラール認証： 民間組織 ⇄ 国家管理

(3) OIC主導のハラール関連会議

- 1) 『OIC付属・国際イスラーム法アカデミー（OIC-International Islamic Fiqh Academy）第21期総会』2013年11月19日～22日 サウディアラビア・リヤード市ムハンマド・ビン・サウード・イスラーム大学

会議招待：趣旨＝出席参加の上、議論・コメント要請（招待者：Secretary General, International Islamic Fiqh Academy: Dr. Ahmad Khalid Babakr, Sudani National,)

出席者：57ヶ国出席要請。インドネシア、マレーシア欠席
Halal 事案各国吃緊の要事 ⇒ ハラール事案専門家協議後2015年3月第22期総会へ上程。さらなる協議必要とし、継続協議事案。

トルコより“SIMEC（OIC基準局）作成ハラール基準規定案”提案。事務局及び準備会議委員は、提案の“ハラール基準規定”に議論・反論ある旨を記し、今後更なる検討・協議必要であるとし、OIC 最高会議議題とするには時期尚早、更なる



講演する武藤講師

協議・検討・調査が必要とした。

- 2) 2015年3月 OIC世界イスラーム規則アカデミー第22期総会 クウェイト国
スンナ派にある四大学派、シーア派にある多くの学派 出席者：全員ムスリム

3. OICから主なアジア諸国の取り組み

- (1) インドネシア (OIC加盟国)
総人口 (2.4億人) の9割近くがムスリム
民間任せであったハラール案件を政府が直接管轄 (?)
2014年法律33号 (2014年10月17日議会通過) 法律実施2019年
- (2) マレーシア (OIC加盟国) :
国教イスラーム
OIC加盟国 ⇒ ハラール基準書多数整備 ⇒ MS1500:2009他
- (3) ブルネイ (OIC加盟国)
石油・天然ガス産出国
ハラール認証を国家が管理 宗教省
- (4) シンガポール
経済関係としてシンガポール政府関与

4. 非イスラーム諸国の取り組み

- (1) タイ王国 (OICオブザーバー)
2014年12月 タイ王国ハラール事案 ← パキスタン：民間組織HDC (Halal Development Council: Asad Sajjad) イベント業者協力
2015年12月25日～27日 ハラール展示会、ハラール・ビジネス・マッチング、OICのSMIC (Standards and Metrology Institute for Islamic Countries) によるハラール世界基準提案他。
- (2) 中国 (大陸：OIC非加盟)
2015年9月中国寧夏回族自治区 “ハラール認証組織 [China [Ningxia] Halal Food International Trade Certification Center (CHFITCC)] ⇔ 中国共産党が認めた国内唯一のハラール認証団体 (組織)。国内各省、地区・自治区・等のイスラーム組織 (イスラーム教会/協会) ハラール認証部を傘下に置く予定 9月10日相互承認式&外国17ヶ国43名出席。
- 1) 一帯一路 “新シルクロード”・プラットフォーム創設・協力・

認証承認・認証代替発行承認の部、ハラール認証組織としての相互承認。国内10数団体が前者へ署名 省・地域行政委員会署名、後者へ外国団体15ヶ国20数団体が署名。

- 2) 寧夏回族自治区 DB64 Local Certification Criteria for Halal Food (DB64/T543-2009の改訂版DB64/T543-2013) General Rule of Halal Food Certification (Ningxia Ethnic Affairs Commission, Ningxia Quality and CTechique Supervision Bureau 2013年1月10日発行2013年3月1日施行：Issued on January 10, 2013, And Effective from March 01, 2013)。
最初の規約草案は “The Halal Food Certification Center of Ningxia Hui Autonomous Region” と5省 (five provinces) : (1) Gansu (甘肅省)、(2) Ningxia (寧夏回族自治区)、(3) Qinghai (青海省)、(4) Shaanxi (陝西省)、(5) Yunnan (雲南省) と協議作成した。
5章4項 工場主又はハラール製品製造担当役員はムスリム又はイスラーム信徒でなければならない。
同章5項 食品原料調達又は加工又は同食品保管作業員はムスリムでなければならない。
同章7項 工場のスタッフ職員の一定数は、ムスリムでなければならない。(現場作業員ではなく、会社 (工場) の事務職員の一定数は、ムスリムでなければならない)

- (3) 台湾：(OIC非加盟)

THIDA。ハラール食・ハラール製品対応：最終製品 (Retail goods) へのハラール認証発給が多い。

『ハラール・レストラン』の最低条件 必須条件

- 1) オーナーがムスリムであること。
- 2) 料理人 (最低一人以上) がムスリムであること。
- 3) ムスリム礼拝場所、及び手・顔・頭・足等、浄める設備 (排便所とは別途に) があること。

以上のように世界各国は、ハラールに対して真剣に向き合いムスリムに対して安心を提供することで経済的な発展を重ねて積極的に推進しようとしている。日本だけが世界の流れの中で取り残される恐れがあることをもっと実感すべきであろう。これからの世界は、ムスリムを無視できなくなっていることをイスラームから最も離れている環境の中で知らないではすまなくなっているのである。

サウジアラビア国立キング・サウード大学教育学部 教育実習体験報告

野村 明史

学歴：拓殖大学国際学部アジア太平洋学科2007年3月卒業
サウジアラビア国立キング・サウード大学教育学部
イスラーム学科2016年1月卒業



サウード大学正門

私は拓殖大学国際学部アジア太平洋学科を2007年3月卒業し、サウジアラビア国立キング・サウード大学付属アラビア語学院に同年9月に入学し、2010年6月に卒業した。

その後、サウジアラビア国立キング・サウード大学教育学部でイスラーム学を専攻し、2016年1月卒業した。最後の学期は教

育学部というだけあり、教育実習が行われた。すべての履修科目を修業し、最終学期になるとサウジ人学生はそれぞれの故郷の学校に教育実習を申請し、各指導教官のもとへ送られることとなる。

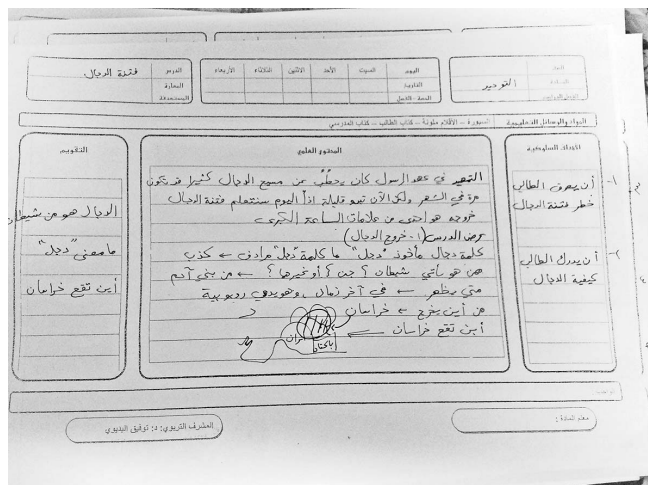
一方、外国人留学生は大学付属の小中学校での教育実習かまたは教育学部の大学教授の指導のもと模擬授業を課されるかどちらかになる。そして今学期、私たち留学生は大学教授の下での模擬授業を課されることとなった。留学生は17名に担当教官が4名つくことになり、4つのグループに振り分けられた。2015年9月から12月まで4か月間大学構内で教育実習が行われることになった。

まず、指導教官のもと週に3回授業を行うように求められた。そして授業ごとに授業計画書を書くことが義務付けられた。授業は各週ごとに、タジュウィード (クルアーンの朗誦法)、タフスィール (クルアーンの解釈学)、ハディース (預言者言行録)、タウヒード (神の唯一性に関する事項)、フィクフ (イスラーム法の法解釈学) の5つをメインに授業をすることとなる。

1週間目はタジュウィード、2週間目はタフスィール、3週間目はハディース、4週間目はタウヒード、5週間目はフィクフそして6週間目はまた戻りタジュウィードというふうに進められる。そのメインテーマから週3日分の項目を好きに選択し、授業をする。週のテー

マがフィクフであれば1日目の授業はウドゥー（礼拝前の清め）の仕方、2日目は婚姻契約法、3日目はアキーカ（出産した子供を祝う儀式）と選択する。

そしてそれぞれの項目ごとに授業計画書を週ごとに書いて提出する。宗教事項において適当な内容や不正確なことを話すことは許されない。一見子供が見て明白な内容でも必ず見直しと復習が必要である。また、相手から内容に関しいろいろと突っ込まれた場合にきちんと対応できるようにその内容をさかのぼって調べることも必要である。例えば、フィクフの授業の場合、一つの事柄に関し最低でもハンバリー、ハナフィー、シャーフイー、マラーキーの4大学派の見解を把握することはもちろんのこと、ウスूल・アル＝フィクフ（イスラーム法学の原則法）と呼ばれる4大学派の異なる判定方法も把握しておかなければならない。また法学の根拠となるクルアーンの解釈の確認やハディースの信憑性などをチェックしたりとそうしていくうちに一つの授業計画書を作るのに最低6時間は取られる。クルアーンの解釈を教えるタフスィールでは様々な古典なども見返さなければならぬので丸一日取られることもあった。



教育実習計画ノート

授業は担当教官がチェックを行う。アラビア語能力、説明のわかりやすさ、授業内容の配分の適正さはもちろんのこと、物怖じせず正々堂々と対応できるかどうかの教師の資質、授業中全生徒をきちんと見まわしているか、生徒への回答に適切な対応ができていないかなど非常に細かくチェックされる。

そして何より難関であったのは授業開始前にイメージトレーニングをし、きちんと内容を把握、暗記できているかチェックされることだった。それは、授業中いかにテキストや授業計画書を見ずに授業を進められるかということを見られることである。これは非アラビア語話者にとっては至難のことだった。

第一、大学教授陣の前で授業するだけでも緊張し、頭が真っ白になりかねない。そのうえ非母国語の内容を暗記し、授業しなければならぬ。テキストや授業計画書を見すぎたり、授業中余計な間を作ると即減点対象になる。授業は約30分から40分の間で行われ



中学校授業風景の一場面

る。授業内容を暗記し円滑に授業をするためには前日まで少なくとも10回は自宅で練習しなければならない。しかし、なかなか最初の頃はこれら求められる全てのことに対応することは難しく、全員、教授に怒られる日々だった。

また、授業を進める中で難しかったのが文化の違いである。

教育実習以前、通常の履修科目でも大学の外に出て小中学校で授業見学を行う機会があった。そこで感じたのが、子供たちの活発さである。物怖じしない、分からなくてもとにかく手を挙げる。そしてよく話す。

こういった環境は私が大学に入学した際にも感じられた。まず、アラビア語学院に通っていた時に先生から言われた言葉は何でもいからよく話さないというものだった。この国ではいくら知識があっても文章を書けても話せなければ評価されないと耳にタコができるくらいに言われた。実際、学部に入ってから授業中によく発言するものは多少試験でミスがあっても最終評価では良い評価を得ていた。

教育実習中も指導教官からこういった積極性を促す授業スタイルを求められた。よく言われたのが質問形式で授業を進めるというものだ。しかもまだ説明をする前に質問をし、学生たちの関心を高めるといったものだった。説明もする前に大勢の中で学生に質問するというのは、日本では反感やもしくはわからなかった場合、屈辱を与えかねない。こういった文化の違いをうまく乗り越え授業をしなければならなかったのが非常に悩まされた。

こうやって教育実習を進めていく中で自然と留学生の間でも団結を生み、共に戦う戦友のような感情が芽生えてきた。私たちはとても仲良くなり、休暇には砂漠へ出かけバーベキューをするようになった。



砂漠での留学生仲間と憩いのひと時

おかげさまで全員無事教育実習を合格し、私たちは晴れて卒業することができた。これから彼らは自国へと戻り、サウジアラビアで得た知識を存分に発揮することだろう。彼らと共に過ごしたこの4か月は私にとって忘れることのできない大切な思い出である。彼らの活躍を祈りつつ私もこの経験を生かしこれから頑張っていきたいと思う。



留学生仲間と（前列右から3番目が本人）

コチニールに関するイスラーム法的見解（ファトワー）

エジプト・ファトワー委員会にコチニールに関するイスラーム法的見解（ファトワー）が掲載されていたので、紹介します。

食用着色料「赤色 40 号」の使用におけるイスラーム法の規定について

解答日 2011 年 1 月 23 日 解答番号 4338

質問：

「赤色 40 号」は赤色の虫（コチニール）を溶かし抽出したもので、M&M'S¹ など多くの菓子製品で使用されている。この色素を食用とすることは合法かどうか？

解答：

この問題におけるイスラームの見解は不浄なものが取り除かれたかまたは食用が合法かにおいてイスティハーラが行われたかどうかに関するものである。イスティハーラとは不浄なものを由来するもの、またはそれ自体が不浄なものからその不浄なものが取り除かれその性質、本質が変化したことを指す。

この昆虫から抽出した色素は物理的、化学的作用によって化学構造を完全に変化されている。色素を抽出する際にそれは完全に浄化されており、人体に無害であれば食用可能となっている。これらは不浄という理由で昆虫そのものを食用化することを禁じている多くの学者の意見である。

しかしマリーキー派は彼らとは異なる立場をとっている。それは、イスラーム法に則って彼らの下で殺された昆虫は食用可能であるというものだ。マリーキー派の学者イブン・アル＝ハージブは『ジャーム・アル＝ウンムハート』で次のように言っている：イスラーム法に則って殺されたバッタなどの地上の昆虫は食べてもよい。また小虫などが鍋の中に入ったとしてもそれは食べてもよい。食べ物から発生したウジ虫もほかの食べ物と一緒に食べることは禁じられない。

イブン・ルシュドは『アル＝バヤーヌ・ワ・アル＝タハシール』で次のように言っている：バッタに関しては食において異なる見解がある。一つはイスラーム法に則って殺されるは必要ではなく、そのまま死んだものを食することは合法であるという見解である。もう一方は必ずイスラーム法に則って殺す必要であり、かつ早急にそれが行わなければならないというものである。それは頭部の切断、針や棘などで突くか、火や熱湯の中に入れるかまたはそれに近い方法または死に至らせる方法で行うことである。そして、もし足や羽を切断するか、冷水に入れるかまたはそれに近い方法などで迅速に行われなかった場合、見解が異なる。なぜなら、マリーキー派の学者スフヌーンなどはそれをイスラーム法に則った殺し方と見なしていない。また、マリークの学友イブン・ハビーブは次のように言っている：もし昆虫がイスラーム法に則って殺されたか、またはそれをされなかったとしても食べてもよい。

イスラーム学者アブー・アル＝バラカート アハマド・アル＝ダルディールは『アル＝シャラハ・アル＝カビール』で合法的に食しても良いものの例示を挙げている。それは、サソリ、コガネムシ、ワラジムシ、草食昆虫類、蟻、ウジ虫、キクイムシ、ダニ、そして地上に生息しているものである。仮に巣に戻ったとしてもそれは一時的なものでまた地上へ戻るので問題はない。また、サンショウオ、トカゲ、ミミズ（地虫）も合法である。もしこれらが不浄であれば、イスラーム法に則った殺し方によって清められる。

これらに基づいて、赤色 40 号は人体に害を及ぼすことが確定されなければ食用として用いられることは合法である。全てはアラが最もよく御存知である。

2016 年 2 月 8 日 野村明史 訳

1 アメリカのマース社が販売するチョコレート菓子、日本でも売られている

出典：Dar Al-Ifta Al-Missriyyah **دار الإفتاء المصرية**

<http://www.dar-alfata.org/AR/ViewFatwa.aspx?ID=4338&LangID=1>

اطلعنا على الطلب المقدم المفيد برقم 18 لسنة 2011م المتضمن: ما حكم الشرع في لون يُستخدم في الطعام اسمه (Red 40) وهو يستخرج من قشرة حشرة لونها أحمر، ويتم تنويع القشرة لاستخراج اللون الأحمر لاستخدامه في العديد من الحلوى مثل M&M's هل يجوز أكل اللون؟
الجواب: أمانة الفتوى

الحكم الشرعي في هذه المسألة على أثر الاستحالة في زوال وصف النجاسة، أو في إباحة التناول. والاستحالة: هي تحوُّل الأعيان وانقلاب الحقائق عن طبيعتها وأوصافها؛ حيث ترتب وصف النجاسة أو الاستفادار على حقيقة بعينها، وقد زالت، فيزول الوصف بزوالها.

وهذه المواد المستخلصة من قشرة هذا النوع من الحشرات تجري عليها تفاعلات فيزيائية وكيميائية تغير من بنيتها الكيميائية تغييراً كاملاً حينما تتحول إلى مادة مكسبة للون، مما يجعلها في نهاية المطاف طاهرة يجوز أكلها، بشرط عدم الضرر. هذا عند من يقول بتحريم تناول الحشرات؛ لاستفادارها أو نجاستها، وهم جمهور الفقهاء.

وخالف في ذلك المالكية؛ فأباحوا تناول الحشرات بشرط كونها مُذَكَّاةً، وتذكيتهما تحصل عندهم بكل ما تموت به. قال الإمام ابن الحاجب المالكي في (جامع الأمهات، ص: 224): "ويؤكل خشاش الأرض، وذكاؤه كالجراد. وفيها: وإن وقع الخشاش في قدرٍ أُكِلَ منها.. ودودُ الطعام لا يحرم أكله مع الطعام" اهـ.

وقال العلامة ابن رشد في (البيان والتحصيل، 3/ 306، ط. دار الغرب الإسلامي): "اختلف في الجراد؛ فقيل: إنه لا يحتاج فيه إلى ذكاة ويجوز أكل ما وُجِدَ منه ميتاً، وقيل: إنه لا بد فيه من الذكاة، وذكاتها: أن يفعل بها ما تموت به معجلاً باتفاق؛ كقطع رؤوسها، أو نقرها بالإبر أو الشوك، أو طرحها في النار أو الماء الحار، وما أشبه ذلك، أو أن يفعل ما تموت به وإن لم يكن معجلاً على اختلاف؛ كقطع أرجلها وأجنحتها، وإلقائها في الماء البارد، وما أشبه ذلك؛ لأن سحنون وغيره لا يرى فيها ذكاة، وقد قيل: إن أخذها ذكاةً، وتوكل إن ماتت بعد أخذها بغير شيء فعل بها، وهو قول ابن حبيب من أصحاب مالك" اهـ.

وقال العلامة سيدي أبو البركات أحمد الدردير في (الشرح الكبير، 2/ 115) في التمثيل لما يُباح أكله: "كعقرب، وخنفساء، وبنات وردان، وجندب، ونمل، ودود، وسوس، وحلم، وأضيف للأرض لأنه لا يخرج منها إلا بمخرج، ويبادر برجوعه إليها، ودخل فيه الوزغ والسحلية وشحمة الأرض؛ فإنها من المباح، وإن كانت ميتتها نجسة لا تظهر إلا بذكاتها" اهـ.
وبناءً على ذلك: فإنه يجوز وضع هذه المادة في الأطعمة، ما لم يثبت أن فيها ضرراً على صحة الإنسان. والله سبحانه وتعالى أعلم

お問い合わせ先：拓殖大学イスラーム研究所
〒112-8585 東京都文京区小日向3-4-14
TEL：03-3947-2419 FAX：03-3947-9416
ホームページURL: <http://www.sri.takushoku-u.ac.jp>

拓殖大学 イスラーム研究所 ニュースレター

平成28年 3月24日発行 第50号
発行人 拓殖大学イスラーム研究所
編集人 イスラーム研究所客員教授
柏原 良英

正統四代カリフの時代－アブーバクル（27）

（前号より）

巡礼を終えた頃から、預言者は頭痛で悩まされていた。巡礼を終えてマディーナへ戻ってきても、容体は変わらず、翌年のムハラム月（1月）には、彼の病状はますます重くなり、その噂は半島全土に広がった。だが、シリア国境沿いやイエメンでの不穏な動きが伝えられ、預言者は病の身ながらも、討伐の命を下していた。シリア国境に集結するキリスト教徒達の討伐にはウサーマ・ブン・ザイドを遠征軍の指揮官として任命したが、イエメンでの偽預言者の存在が気に掛かり、イエメンへの討伐を先に行い、シリア遠征は延期になった。

イエメンでの偽預言者の討伐の朗報を耳にして預言者は大いに喜んだが、病は益々重くなるばかりであった。

サファル月（2月）に入ってから、人の肩をかりて、モスクへ礼拝へ行くような状態であった。その月の終わり頃にはもうモスクへ出ていくこともかなわず、アーイシャの部屋で床に伏していた。礼拝の時間が近付き、人々が礼拝のイマーム（導師）として預言者を待っていた。ムアッズィン（礼拝呼び掛け人）のビラルが預言者を礼拝に呼びにきた。そこで、預言者はビラルに言った。

「人々のイマームとして礼拝するように、アブーバクルに命じよ。」

預言者の妻アーイシャはそれを聞いて、預言者に申し出た。

「アッラーの使徒様、アブーバクル殿は繊細な人です。あなた様の代わりに礼拝をしたならば、涙を堪えることが出来ず、人々は彼の声を聞くことはできないでしょう。そこで、ウマル殿に命じてはいかがでしょうか。」

彼は再び同じように、「アブーバクルに命じよ。」と言った。

そこで、アーイシャは預言者の別の妻ハフサに頼んで、同じことを預言者に申し出た。しかし、預言者は彼女達に言った。「アブーバクルに人々の礼拝のイマームを行なわせよ。そなた達はユースフ（ヨセフ）を誘惑して正しい道から引き離そうとした女達と変わりないではないか。」

預言者はクルアーンのユースフ章23～35節に記されているユースフと婦人達の話を用いて、自分達の望むことに固執するアーイシャの様子を例えた。

そして、アブーバクルは預言者の命令に従い、人々のイマームとして礼拝した。

ある日、アブーバクルが不在の時、ビラルはウマルにイマームを行なうように呼び掛けた。そこで、ウマルは人々の前に出て、アッラーフ・アクバル（アッラーは偉大なり）と言って礼拝を始めた。ウマルの声は人一倍大きかったので、預言者の耳まで達した。預言者はそれを聞いたとき、次のように繰り返し言った。

「アブーバクルはどこだ。アッラーよ、あれを止めて下さい。皆、あれを止めて下され。」と三度繰り返し言った。

預言者はアブーバクルのもとへ使いを出したが、アブーバクルが来たのは、礼拝が終わってからであった。しかし、彼は再び人々のイマームとして礼拝をした。

アリーがアブーバクルのイマームについて次のように伝えている。

「アッラーの使徒様はアブーバクルに人々のイマームとして礼拝するように勧めました。私はその時その場に居て、病気でなく全く健康でしたので、もし、アッラーの使徒様が私にイマームを勧めようと思われたならば、私に勧めたことでしょう。我々は現世で、アッラーとアッラーの使徒様が満足する人物に、満足いたします。」

（次号に続く）

研究会報告

【平成27年度第5、6、7回タフスィール公開研究会開催】

今年度第5回目のタフスィール（クルアーン解釈）公開研究会が、平成27年12月19日午後2時より文京キャンパスC館で開かれた。講師は柏原良英イスラーム研究所客員教授でクルアーン第16章蜜蜂章24～64節を解説した。また第6回目のタフスィール（クルアーン解釈）公開研究会が、平成28年1月23日午後2時より文京キャンパスC館で開かれた。講師は武藤英臣イスラーム研究所客員教授でクルアーン第16章蜜蜂章65～89節を解説した。また第7回目のタフスィール（クルアーン解釈）公開研究会が、平成28年2月27日午後2時より文京キャンパスC館で開かれた。講師は徳増公明イスラーム研究所客員教授でクルアーン第16章蜜蜂章90～128節を解説した。これで27年度のタフスィール公開研究会は終了して、28年度については、5月、クルアーン第17章から始まる。皆さんの参加をお待ちしています。

محتويات العدد

1. المحاضرة الإسلامية الثانية عن الشريعة الإسلامية ومشاكل الحلال

استاذ زائر لمعهد دراسات الشريعة : كاشيهارا يوشيهيدي

2. تقرير عن التربية الميدانية في كلية التربية في جامعة الملك سعود
نومورا أكيفومي

3. حكم استخدام مكسبات اللون المستخرجة من الحشرات في الأطعمة
نومورا أكيفومي

4. مقال : الخلفاء الراشدين (27)

مدير معهد دراسات الشريعة : موري نوبوأو

5. الأخبار المعهد: الدورة الخامسة والسادسة والسابعة
لدراسات التفسير (سورة النحل)